

第6章 事業推進に向けた組織・体制づくり

基本計画に基づく事業等を着実に推進するためには、事業等の準備段階から市民や事業者、行政等が互いにパートナーシップを発揮できるよう、調整や連携に関する合意形成を図ることができる組織・体制をつくることが重要である。

そのため、市内部での推進体制の充実と事業者をはじめとする市民等による推進体制の確立が必要となるため、以下のような組織・体制づくりを進める。

6 - 1 内部推進体制

篠山市では、中心市街地活性化対策に全市を挙げて取り組むため、次のような体制づくりを進める。

庁内調整会議の設置

基本計画の策定機関である「庁内会議」のメンバーであり、蓄積されたノウハウを持つ関係各部長による「庁内調整会議」の設置を行う。この会議は、関係部門の横断的連絡調整及び庁内合意形成の機能を持ち、篠山市としての意志方針の調整機関とする。

また、その下部組織として、同じく「庁内会議」の下部組織であった「作業部会」のメンバーである関係各係長による「庁内連絡調整会議」の設置を行う。この会議は、庁内調整会議から出された課題検討等を行うとともに、まちづくり関連計画に係わる庁内での情報提供及び事務連絡を行う機関とする。

統一窓口の設置

基本計画に基づく各種事業をはじめ、中心市街地活性化のために行う各種施策等の推進に関する篠山市としての統一窓口の設置を行う。

6 - 2 外部推進体制

基本計画に基づく事業等の推進にあたり、当面は継続的な取り組みを中心に商工会、地元自治会等の既存組織を尊重した体制で取り組みを進めるが、できるだけ早い時点で街づくりに関する総合的なマネジメントの役割を担う街づくり機関（TMO）を設立させ、それを外部推進機関の中心に据えることが望まれる。

ここでは、以下にTMOの設立に向けた考え方と想定するTMOのスキーム等を整理する。

TMO設立に向けた考え方

- ・篠山市の場合、中心市街地活性化法に基づくTMOになりうる者として、「商工会」もしくは「第3セクター（特定会社もしくは財団法人）」が考えられる。
- ・そのため、本基本計画の策定に引き続き、平成13年度において篠山市と商工会が共同し、その設立に向けた検討を進める。

想定するTMOのスキーム等



